

# チケット転売サイトに注意!

2019年9月15日号

「欲しかったが購入できなかったラグビーの試合のチケットをインターネットサイトで見つけて購入したが、公式サイト以外で購入したチケットは利用できないという話を聞いた。本当か」といった相談があります。

令和元年6月14日に「チケット不正転売禁止法」が施行され、国内で行われる芸術・芸能、スポーツイベントなどのチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示されたチケット（特定興行入場券）の転売や、販売価格を超える価格でチケットを譲り受けることが禁止されました。

転売が禁止されたチケットを公式サイト以外で購入した場合、購入したチケットは無効なチケットと見なされ、使用できない可能性があります。チケットを購入する際は、必ず公式サイトで購入するようにしましょう。

もし困ったことがあれば、消費生活センターに相談しましょう。